

貸金業の規制等に関する法律施行規則（昭和五十八年大蔵省令第四十号）新旧対照表（案）

改正案	現行
<p>（登録の申請）            第一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項に規定する「営業所又は事務所」とは、貸金業者又はその代理人が一定の場所で貸付けに関する業務（法第二条第一項に規定する貸付けの契約の締結並びに貸付けの契約に基づく金銭の交付及び債権の回収をいう。以下同じ。）の全部又は一部を継続して営む施設又は設備（自動契約受付機、現金自動設備（現金自動支払機及び現金自動受払機をいう。以下同じ。）及び代理店を含む。）をいう。ただし、現金自動設備にあつては、営業所等（現金自動設備を除く。）の同一敷地内（隣接地を含む。）に設置されたものを除く。</p> <p>4、5（略）</p> <p>（登録申請書に記載する連絡先等）            第三条の二 法第四条第一項第七号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 電話番号（場所を特定する電話番号に限る。）及び着信課金サービスに係る電話番号（場所を特定する電話番号に係るものに限る。）</p> <p>二 ホームページアドレス（個々のホームページを識別するための文字、番号、記号その他の符号をいう。以下同じ。）</p> <p>三 電子メールアドレス（電子メールの利用者を識別するための文字、番号、記号その他の符号をいう。以下同じ。）</p> <p>（登録申請書の添付書類）            第四条 法第四条第二項第一号に掲げる法第六条第一項各号に該当</p>	<p>（登録の申請）            第一条（同上）</p> <p>2（同上）</p> <p>3 第一項に規定する「営業所又は事務所」とは、貸金業を営む者又はその代理人が一定の場所で貸付けに関する業務（法第二条第一項に規定する貸付けの契約の締結並びに貸付けの契約に基づく金銭の交付及び債権の回収をいう。）の全部又は一部を継続して営む施設又は設備（自動契約受付機、現金自動設備（現金自動支払機及び現金自動受払機をいう。以下同じ。）及び代理店を含む。）をいう。ただし、現金自動設備にあつては、営業所等（現金自動設備を除く。）の同一敷地内（隣接地を含む。）に設置されたものを除く。</p> <p>4、5（同上）</p> <p>（新設）</p> <p>（登録申請書の添付書類）            第四条（新設）</p>

しないことを誓約する書面は、別紙様式第一号の二により作成しなければならない。

2 法第四条第二項第二号及び第三号に規定する内閣府令で定める書類は、運転免許証（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十二条第一項に規定する運転免許証をいう。）、旅券（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号に規定する旅券をいう。）、外国人登録証明書、住民基本台帳カード（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カードをいう。）その他官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類するものであつて、氏名、住所及び生年月日の記載があり、かつ、当該官公署が写真をはり付けたものとする。ただし、当該書類を所持しない場合には、官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類するものであつて、氏名、住所及び生年月日の記載があるもの（次項第一号に掲げる書類を除く。）及び申請の日前三月以内に撮影した単独、上三分身、無帽、正面、無背景の縦の長さ四センチメートル、横の長さ三センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月を記入したものをもつて代えることができる。

3 法第四条第二項第五号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類（官公署が証明する書類の場合には、申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）とする。

一 登録申請者（法人である場合にあつては、その役員（法第四条第一項第二号に規定する役員をいう。以下同じ。）をいい、未成年者である場合にあつては、その法定代理人を含む。以下この項において同じ。）、「令第三条に規定する使用人（以下「重要な使用人」という。）及び貸金業務取扱主任者（法第二十四条の七第一項に規定する者をいう。以下同じ。）の住民票の抄本（当該登録申請者、重要な使用人又は貸金業務取扱主任者が外国人である場合には、外国人登録原票の記載事項証明書）又はこれに代わる書面

二 登録申請者、重要な使用人又は貸金業務取扱主任者が法第六条第一項第一号（民法の一部を改正する法律（平成十一年法律

（新設）

法第四条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類（官公署が証明する書類の場合には、申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）とする。

一 登録申請者（法人である場合にあつては、その役員（法第四条第一項第二号に規定する役員をいう。以下同じ。）をいい、未成年者である場合にあつては、その法定代理人を含む。以下この項において同じ。）及び令第三条に規定する使用人（以下「重要な使用人」という。）の住民票の抄本（当該登録申請者又は重要な使用人が外国人である場合には、外国人登録証明書の写し又は外国人登録済証明書）又はこれに代わる書面

二 登録申請者又は重要な使用人が法第六条第一項第一号（民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十九号）附則第

第四百四十九号) 附則第三条第一項において成年被後見人とみなされる者及び同条第二項において被保佐人とみなされる者並びに民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十一年法律第五十一号) 附則第三条においてなお従前の例によることとされる準禁治産者を含む。) 及び第二号に該当しない旨の官公署の証明書(当該登録申請者、重要な使用人又は貸金業務取扱主任者が外国人である場合には、別紙様式第一号の二により作成した誓約書)

三〇五 (略)

六 別紙様式第三号の二により作成した登録申請者、重要な使用人及び貸金業務取扱主任者の氏名等

七 法人である場合においては、登録の申請の日を含む事業年度の前事業年度の貸借対照表又はこれに代わる書面。ただし、登録の申請の日を含む事業年度に設立された法人にあつては、商法第三十三条第二項の規定により成立の時に作成する貸借対照表又はこれに代わる書面

八 法人である場合において、登録の申請の日を含む事業年度の

前事業年度の貸借対照表又はこれに代わる書面に係る次に掲げる書面のいずれかを有する場合にあつては、当該書面の写し

イ 株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号) 第十三条第一項の監査報告書

ロ 株式会社等の監査等に関する商法の特例に関する法律第一条の二第三項各号のいずれにも該当しない場合において、公認会計士(公認会計士法(昭和二十三年法律第百三十三号) 第十六条の二第三項に規定する外国公認会計士を含む。) 又は監査法人の監査を受けているときは、当該監査における監査報告書

九 個人である場合においては、別紙様式第四号により作成した財産に関する調書

十 貸金業務取扱主任者が申請の前三年以内に貸金業務取扱主任者研修(法第二十四条の七第五項に規定する研修をいう。以下同じ。) を受講した者である場合においては、第二十六条の二十六第二項に規定する書面

(削除)

三条第一項において成年被後見人とみなされる者及び同条第二項において被保佐人とみなされる者並びに民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十一年法律第五十一号) 附則第三条においてなお従前の例によることとされる準禁治産者を含む。) 及び第二号に該当しない旨の官公署の証明書(当該登録申請者又は重要な使用人が外国人である場合には、別紙様式第四号により作成した誓約書)

三〇五 (同上)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

2 法第四条第二項(法第八条第三項において準用する場合を含む)

## (登録の実施)

第四条の二 財務局長、福岡財務支局長又は都道府県知事は、法第五条第一項の規定による登録をするときは、別紙様式第一号の第二面から第八面までを貸金業者登録簿につづることにより行うものとする。

2 (略)

## (登録の拒否の審査)

第五条の二 法第六条第一項第七号に規定する内閣府令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 法第三十七条第一項各号のいずれかに該当するとして法第三条第一項の登録の取消しの処分に係る行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条の規定による通知があつた日から当該処分があつた日又は処分をしないことの決定があつた日までの間に法第十条第一項第五号に該当する旨の同項の規定による届出をした者(貸金業の廃止について相当の理由があるものを除く。)

二 前号に規定する期間内に合併により消滅した法人又は法第十条第一項第四号若しくは第五号の規定による届出があつた法人(合併、解散又は貸金業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)

に對する前号の通知の日前三十日以内に役員であつた者で当該消滅又は届出の日から五年を経過しないもの

第五条の三 法第六条第一項第十四号に規定する内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、第四条第三項第七号に規定する貸借対照表若しくはこれに代わる書面又は同項第九号に規定する財産に関する調書において、資産の合計額から負債の合計額を控除した額が当該各号に掲げる額以上であることとする。

一 法人(日賦貸金業者(法第十四条第五号に規定する日賦貸金業者をいう。以下同じ。)(を除く。)) 五百万円

む。)に規定する法第六条第一項各号に該当しないことを誓約する書面は、別紙様式第四号により作成しなければならない。

## (登録の実施)

第四条の二 財務局長、福岡財務支局長又は都道府県知事は、法第五条第一項の規定による登録をするときは、別紙様式第一号の第二面から第七面までを貸金業者登録簿につづることにより行うものとする。

2 (略)

## (新設)

## (新設)

二 個人（日賦貸金業者を除く。） 三百万円

三 日賦貸金業者 百五十万円

2 法第六条第一項第十四号に規定する資金需要者等の利益を損なうおそれがないものとして内閣府令で定める事由がある者とは、会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づく会社更生手続及び民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく民事再生手続により事業の再建を図っている者をいう。

（変更の届出）

第七条 金融庁長官の登録を受けた貸金業者は、法第八条第一項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第五号により作成した変更届出書（次項において単に「変更届出書」という。）に、同条第三項に規定する添付書類（次項において単に「添付書類」という。）の一部を添付して、管轄財務局長に提出しなければならない。

2 （略）

（変更届出書の添付書類）

第八条 法第八条第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める書類（官公署が証明する書類の場合には、申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）とする。

一 （略）

二 役員（第二条第三号に掲げる者を除く。以下この号において同じ。）重要な使用人又は貸金業務取扱主任者に変更があつた場合 新たに役員、重要な使用人又は貸金業務取扱主任者となつた者に係る第四条第二項に規定するもの（役員及び重要な使用人に係るものに限る。）並びに同条第三項第一号から第三号まで、第六号及び第十号に掲げる書類

三 未成年である貸金業者の法定代理人又は第二条第三号に掲げる者（以下この号において、これらを総称して「法定代理人」という。）に変更があつた場合 新たに法定代理人となつた者に係る第四条第二項に規定するもの並びに同条第三項第一号か

（新設）

第七条 金融庁長官の登録を受けた貸金業者は、法第八条第一項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第五号により作成した変更届出書（次項において単に「変更届出書」という。）に、同条第三項において準用する法第四条第二項の規定による添付書類（次項において単に「添付書類」という。）の一部を添付して、管轄財務局長に提出しなければならない。

2 （同上）

（変更届出書の添付書類）

第八条 法第八条第三項において準用する法第四条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める書類（官公署が証明する書類の場合には、申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）とする。

一 （同上）

二 役員（第一条第三号に掲げる者を除く。以下この号において同じ。）又は重要な使用人に変更があつた場合 新たに役員又は重要な使用人となつた者に係る第四条第一項第一号から第三号までに掲げる書類

三 未成年である貸金業者の法定代理人又は第一条第三号に掲げる者（以下この号において、これらを総称して「法定代理人」という。）に変更があつた場合 新たに法定代理人となつた者に係る第四条第一項第一号から第三号までに掲げる書類

ら第三号まで及び第六号に掲げる書類

四 (略)

(証明書の様式等)

第十条の二 法第十三条の二に規定する証明書は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める事項が記載され、従業者の写真がはり付けられたものとする。

一 貸金業者の貸金業の業務に従事する場合(次号に該当する場合を除く。)

イ 貸金業者の商号、名称又は氏名、住所及び登録番号(登録番号の括弧書きについては省略することができる。)

ロ 当該貸金業者の貸金業の業務に従事する従業者の氏名

二 貸金業者の委託により貸金業の業務に従事する場合(貸金業者の委任を受けて貸金業を代理する場合を含む。)

イ 貸金業の業務を委託した貸金業者の商号、名称又は氏名、住所及び登録番号(登録番号の括弧書きについては省略することができる。)

ロ 当該貸金業者から貸金業の業務を委託された者の商号、名称又は氏名、住所及び委託された者が貸金業者である場合にあってはその登録番号(登録番号の括弧書きについては省略することができる。)

ハ 当該貸金業者が貸金業の業務を委託した旨

二 当該貸金業者の委託により貸金業の業務に従事する従業者の氏名  
従業者は、貸金業の業務に従事するに際し、相手方の請求があつたときは、前項の証明書を提示しなければならない。

(貸付条件の揭示)

第十一条 (略)

2 法第十四条第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる貸付けの区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一・二 (略)

四 (同上)

(新設)

第十条の二 法第十四条第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる貸付けの区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 貸金業者の貸金業の業務に従事する場合(次号に該当する場合を除く。)

イ 貸金業者の商号、名称又は氏名、住所及び登録番号(登録番号の括弧書きについては省略することができる。)

ロ 当該貸金業者の貸金業の業務に従事する従業者の氏名

二 貸金業者の委託により貸金業の業務に従事する場合(貸金業者の委任を受けて貸金業を代理する場合を含む。)

イ 貸金業の業務を委託した貸金業者の商号、名称又は氏名、住所及び登録番号(登録番号の括弧書きについては省略することができる。)

ロ 当該貸金業者から貸金業の業務を委託された者の商号、名称又は氏名、住所及び委託された者が貸金業者である場合にあってはその登録番号(登録番号の括弧書きについては省略することができる。)

ハ 当該貸金業者が貸金業の業務を委託した旨

二 当該貸金業者の委託により貸金業の業務に従事する従業者の氏名  
従業者は、貸金業の業務に従事するに際し、相手方の請求があつたときは、前項の証明書を提示しなければならない。

(貸付条件の揭示)

第十一条 (同上)

2 法第十四条第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる貸付けの区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一・二 (同上)  
3、4 (同上)

3、4 (略)

(貸付条件の広告等)

第十二条 法第十五条第一項第二号に規定する貸付けの利率に準ずるものとして内閣府令で定めるものは、市場金利に一定の利率を加える方法により算定される利息を用いて貸付けの利率を算定する場合には、基準とする市場金利の名称及びこれに加算する利率とする。

2 法第十五条第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる貸付けの区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 金銭の貸付け(手形の割引及び売渡担保を除く。) 次に掲げる事項  
(削除)

イ (略) 返済の方式並びに返済期間及び返済回数  
ロ (略) 前条第二項第一号イ及びロに掲げる事項

二 金銭の貸借の媒介 媒介手数料の計算の方法

(削除)  
(削除)

3 前条第三項の規定は、貸金業者が法第十五条第一項の規定による表示をし、又は説明をする場合について準用する。ただし、その種類を明示するときは、貸付けの利率以外の利率を併記することができる。

4 貸金業者は、貸付けの条件を広告するとき、又は貸付けの契約の締結について勧誘をする場合において貸付けの条件を表示し、若しくは説明するとき、法第十五条第一項各号に掲げる事項を明瞭かつ正確に表示しなければならない。

5 法第十五条第二項に規定する広告に準ずるものとして内閣府令で定めるものは、多数の者に対して同様の内容で行う勧誘とする。

(削除)

(貸付条件の広告)  
第十二条 (新設)

法第十五条第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる貸付けの区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 金銭の貸付け 次に掲げる事項(手形の割引及び売渡担保にあつては、イに掲げる事項に限る。)

イ 貸金業者登録簿に登録された商号、名称又は氏名及び登録番号

ロ (同上)  
ハ (同上)

二 金銭の貸借の媒介 次に掲げる事項

イ 前号イに掲げる事項  
ロ 媒介手数料の計算の方法

2 前条第三項の規定は、貸金業者が法第十五条の規定による表示をする場合について準用する。ただし、その種類を明示するときは、貸付けの利率以外の利率を併記することができる。

3 貸金業者は、貸付けの条件を広告するときは、法第十五条各号に掲げる事項を明瞭かつ正確に表示しなければならない。

4 貸金業者は、貸付けの条件を広告するときは、次に掲げる広告をしてはならない。

一 不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律第百三十四号)、屋外広告物法(昭和二十四年法律第百八十九号)第三条第一項の規定に基づき都道府県の条例その他の法令に違反す

(削除)

6 第十五条第二項に規定する連絡先等であつて内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 電話番号

二 ホームページアドレス

三 電子メールアドレス

7 貸金業者は、貸付けの条件を広告するときは、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）、屋外広告物法（昭和二十四年法律第百八十九号）第三条第一項の規定に基づき都道府県の条例その他の法令に違反する広告をしてはならない。

(帳簿の備付け)

第十六条 第十九条に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 五 (略)

六 貸付けの契約に基づく債権に関し、債務者等（債務者又は保証人をいう。第十九条第二項において同じ。）との交渉の経過の記録

七 日賦貸金業者である場合にあつては、次に掲げる事項

る広告

二 次に掲げる表示をした広告

イ 顧客を誘引することを目的とした特定の商品を主力商品とする（当該貸金業者の中心的商品をいう。）であると誤解させるような表示

ロ 他の貸金業者の利用者又は返済能力がないと思われる者を対象として勧誘する旨の表示

ハ 無条件又は無審査で借入れが可能であると誤解させるような表示

ニ 借入れが容易であることを過度に強調し、又は実際よりも軽い返済負担であると誤解させることにより、資金需要者の借入意欲をそそるような表示

ホ 第二項ただし書の場合において、貸付けの利率以外の利率が貸付けの利率より目立つような表示

(新設)

(新設)

(帳簿の備付け)

第十六条 第十九条に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 五 (同上)

(新設)

六 日賦貸金業者である場合にあつては、次に掲げる事項



- イ 貸付けの相手方が主として営む業種
  - ロ 貸付けの相手方が常時使用する従業員の数
  - ハ 返済金を貸付けの相手方の営業所又は住所において貸金業者が自ら取り立てるため訪問した年月日
- 2、3 (略)

(取立て行為の規制)

第十九条 法第二十一条第一項第一号(法第二十四条第二項、法第二十四条の二第二項、法第二十四条の三第二項、法第二十四条の四第二項及び法第二十四条の五第二項(法第二十四条の六においてこれらの規定を準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。に規定する内閣府令で定める時間帯は、午後九時から午前八時までの間とする。

2 | 貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについて貸金業を営む者その他の者から委託を受けた者は、法第二十一条第二項(法第二十四条第二項、法第二十四条の二第二項、法第二十四条の三第二項、法第二十四条の四第二項及び法第二十四条の五第二項(法第二十四条の六においてこれらの規定を準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。に基つき、債務者等に対し、支払を催告するために書面又はこれに代わる電磁的記録を送付するときは、当該書面に封をする又は本人のみが使用していることが明らかな電子メールアドレスに電子メールを送付するなどの方法により、債務者の借入れに関する事実が債務者等以外の者に明らかにならないよう適切な措置を講じなければならない。

3 | 法第二十一条第二項第八号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 支払の催告時における当該催告に係る残存債務の額
- 二 支払を催告する金額の内訳(元本、利息及び債務の不履行による賠償額の別をいう。)
- 三 書面又はこれに代わる電磁的記録を保証人に対し送付する場合にあつては、保証契約の契約年月日及び保証債務の極度額その他

- イ 貸付けの相手方が主として営む業種
  - ロ 貸付けの相手方が常時使用する従業員の数
  - ハ 返済金を貸付けの相手方の営業所又は住所において貸金業者が自ら取り立てるため訪問した年月日
- 2、3 (同上)

(取立てに当たり明らかにすべき事項)

第十九条 (新設)

(新設)

(新設)

の他の保証人が負担する債務の範囲

4| 貸金業者は、法第二十一条第二項（法第二十四条第二項、法第二十四条の二第二項、法第二十四条の三第二項、法第二十四条の四第二項及び法第二十四条の五第二項）（法第二十四条の六においてこれらの規定を準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により送付すべき書面又はこれに代わる電磁的記録を作成するときは、支払を催告する債権に係る貸付けの契約を契約番号その他により明示することをもつて、同項第三号から第五号までに掲げる事項の記載に代えることができる。

5| 法第二十一条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～三（略）

6| 法第二十一条第三項（法第二十四条第二項、法第二十四条の二第二項、法第二十四条の三第二項、法第二十四条の四第二項及び法第二十四条の五第二項）（法第二十四条の六においてこれらの規定を準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める方法は、書面によることとする。ただし、貸金業者又は貸金業者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについて貸金業者から委託を受けた者の従業者であつて、当該貸金業者の商号、名称若しくは氏名又は当該従業者の氏名を明らかにするよう相手方の請求があつた場合は、法第十三条の二に規定する証明書の提示によることができる。

（債権譲渡後の取立てに当たり明らかにすべき事項）

第二十五条 法第二十四条第二項において準用する法第二十一条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～三（略）

（保証等に係る求償権等取得後の取立てに当たり明らかにすべき事項）

第二十六条の六 法第二十四条の二第二項において準用する法第二十一条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事

（新設）

法第二十一条第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～三（同上）

（新設）

（債権譲渡後の取立てに当たり明らかにすべき事項）

第二十五条 法第二十四条第二項において準用する法第二十一条第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～三（同上）

（保証等に係る求償権等取得後の取立てに当たり明らかにすべき事項）

第二十六条の六 法第二十四条の二第二項において準用する法第二十一条第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事

項とする。

一～三 (略)

(受託弁済に係る求償権等取得後の取立てに当たり明らかにすべき事項)

第二十六条の十一 法第二十四条の三第二項において準用する法第二十一条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～三 (略)

(保証等に係る求償権等譲渡後の取立てに当たり明らかにすべき事項)

第二十六条の十六 法第二十四条の四第二項において準用する法第二十一条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～三 (略)

(受託弁済に係る求償権等譲渡後の取立てに当たり明らかにすべき事項)

第二十六条の二十二 法第二十四条の五第二項において準用する法第二十一条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～三 (略)

(債権を譲り受ける者に対する通知)

第二十六条の二十三の二 法第二十四条の六において準用する法第二十四条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該債権に係る貸付けに係る契約を締結した貸金業を営む者

(貸金業者を除く。)の商号、名称又は氏名及び住所

二 当該債権に係る貸付けに係る契約の契約年月日

三 法第十七条第三号から第七号まで及び第九号に掲げる事項(

第十三条第一項第一号イ、ハ、ホ、ト及びビワに掲げる事項を除

項とする。

一～三 (同上)

(受託弁済に係る求償権等取得後の取立てに当たり明らかにすべき事項)

第二十六条の十一 法第二十四条の三第二項において準用する法第二十一条第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～三 (同上)

(保証等に係る求償権等譲渡後の取立てに当たり明らかにすべき事項)

第二十六条の十六 法第二十四条の四第二項において準用する法第二十一条第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～三 (同上)

(受託弁済に係る求償権等譲渡後の取立てに当たり明らかにすべき事項)

第二十六条の二十二 法第二十四条の五第二項において準用する法第二十一条第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～三 (同上)

(新設)

き、貸付けに関し貸金業を営む者（貸金業者を除く。）が受け取る書面の内容を含む。）

四 当該債権について保証契約を締結したときは、次に掲げる事項

イ 貸金業を営む者（貸金業者を除く。）の商号、名称又は氏名及び住所

ロ 法第十七条第二項第二号から第五号まで及び第七号に掲げる事項（第十四条第二項第三号及び第五号に掲げる事項を除き、貸付けの契約に関し貸金業を営む者（貸金業者を除く。）が受け取る書面の内容を含む。）

ハ 保証契約の契約年月日

五 譲渡年月日及び当該債権の額

2 前項の規定は、抵当証券法第一条第一項に規定する抵当証券に記載された債権の譲渡については適用しない。

3 法第二十四条の六において準用する法第二十四条第一項の規定による通知は、書面により行わなければならない。

（債権譲渡後の委任状の記載事項）

第二十六条の二十三の三 法第二十四条の六において準用する法第二十四条第二項において準用する法第二十条に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 債権を譲り受けた者及び当該債権に係る貸付けに係る契約を締結した貸金業を営む者（貸金業者を除く。）の商号、名称又は氏名及び住所

二 債権の譲受年月日及び当該債権に係る貸付けに係る契約の契約年月日

三 譲り受けた債権の額

四 法第十七条第一項第五号から第七号までに掲げる事項

五 第十三条第一項第一号又に掲げる事項

六 保証人から取得する委任状であるときは、法第十七条第二項第二号、第三号及び第五号に掲げる事項、保証契約の契約年月日並びに保証債務の極度額その他の保証人が負担する債務の範囲

（新設）

(債権譲渡後の取立てに当たり明らかにすべき事項)

第二十六条の二十三の四 法第二十四条の六において準用する法第二十四条第二項において準用する法第二十一条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 取立てを行う者の弁済受領権限の基礎となる事実

二 取り立てる債権に係る次に掲げる事項

イ 当該債権に係る貸付けに係る契約を締結した貸金業を営む者(貸金業者を除く。)の商号、名称又は氏名及び住所

ロ 債権の譲受年月日及び当該債権に係る貸付けに係る契約の契約年月日

ハ 貸付けの金額及び譲り受けた債権の額

ニ 法第十七条第一項第四号から第七号までに掲げる事項

ホ 第十三条第一項第一号及び第四号に掲げる貸付けに係る区分に応じ、当該各号に定める事項(同項第一号イ、ハ、ホ及びフに掲げる事項を除き、貸付けに関し貸金業を営む者(貸金業者を除く。)が受け取る書面の内容を含む。)

三 保証人に対し取立てをするときは、次に掲げる事項

イ 債権を譲り受けた者及び当該債権に係る貸付けに係る契約を締結した貸金業を営む者(貸金業者を除く。)の商号、名称又は氏名及び住所

ロ 法第十七条第二項第二号、第三号及び第五号に掲げる事項  
ハ 第十四条第一項第一号及び第四号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項

ニ 第十四条第二項各号に掲げる事項(第三号及び第五号に掲げる事項を除き、貸付けの契約に関し貸金業を営む者が受け取る書面の内容を含む。)

ホ 保証契約の契約年月日

(債権の再譲渡を受ける者に対する通知)

第二十六条の二十三の五 法第二十四条の六において準用する法第二十四条第二項において準用する同条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 債権を譲り受けた者及び当該債権に係る貸付けに係る契約を

(新設)

(新設)

締結した貸金業を営む者（貸金業者を除く。）の商号、名称又は氏名及び住所

二 債権の譲受年月日及び当該債権に係る貸付けに係る契約の契約年月日

三 貸付けの金額及び譲り受けた債権の額

四 法第十七条第一項第四号から第七号までに掲げる事項

五 第十三条第一項第一号及び第四号に掲げる貸付けの区分に応じ、当該各号に定める事項（同項第一号イ、ハ、ホ、ト及びワに掲げる事項を除き、貸付けの契約に関し貸金業を営む者（貸金業者を除く。）が受け取る書面の内容を含む。）

六 当該債権について保証契約を締結したときは、次に掲げる事項

イ 債権を譲り受けた者及び当該債権に係る貸付けに係る契約を締結した貸金業を営む者（貸金業者を除く。）の商号、名称又は氏名及び住所

ロ 法第十七条第二項第二号、第三号及び第五号に掲げる事項  
ハ 第十四条第一項第一号及び第四号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項

ニ 第十四条第二項各号に掲げる事項（第三号及び第五号に掲げる事項を除き、貸付けの契約に関し貸金業を営む者（貸金業者を除く。）が受け取る書面の内容を含む。）

ホ 保証契約の契約年月日

七 再譲渡年月日及び当該債権の額

2 前項の規定は、抵当証券法第一条第一項に規定する抵当証券に記載された債権の再譲渡については適用しない。

3 法第二十四条の六において準用する法第二十四条第二項において準用する同条第一項の規定による通知は、書面により行わなければならない。

（保証業者に対する通知）

第二十六条の二三の六 法第二十四条の六において準用する法第二十四条の二第一項の規定による通知は、書面により行わなければならない。

（新設）

(保証等に係る求償権等取得後の委任状の記載事項)

第二十六条の二十三の七 法第二十四条の六において準用する法第

二十四条の二第二項において準用する法第二十条に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 保証業者及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約を締結した貸金業を営む者(貸金業者を除く。)(の商号、名称又は氏名及び住所)

二 保証等に係る求償権等の取得年月日及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の契約年月日

三 保証等に係る求償権等の額

四 次に掲げる事項

イ 保証等に係る求償権等に基づく債務の弁済の方式

ロ 保証等に係る求償権等に基づく債務の弁済期間及び弁済回数

ハ 保証等に係る求償権等に基づく債務に関し賠償額の予定に關する定めがあるときは、その内容

五 保証等に係る求償権等に基づく債務に関し期限の利益の喪失の定めがあるときは、その旨及びその内容

六 保証人から取得する委任状であるときは、法第十七条第二項第二号、第三号及び第五号に掲げる事項、保証契約の契約年月日並びに保証債務の極度額その他の保証人が負担する債務の範囲

(保証等に係る求償権等取得後の取立てに当たり明らかにすべき事項)

第二十六条の二十三の八 法第二十四条の六において準用する法

第二十四条の二第二項において準用する法第二十一条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 取立てを行う者の弁済受領権限の基礎となる事実

二 取り立てる債権に係る次に掲げる事項

イ 当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約を締結した貸金業を営む者(貸金業者を除く。)(の商号、名称又は氏名及び住所)

ロ 保証等に係る求償権等の取得年月日及び当該保証等に係

(新設)

(新設)

る求償権等に係る貸付けに係る契約の契約年月日

ハ 保証等に係る求償権等の額及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額

ニ 法第十七条第一項第四号から第七号までに掲げる事項

ホ 第十三条第一項第一号及び第四号に掲げる貸付けの区分に応じ、当該各号に定める事項（同項第一号イ、ハ、ホ及びワに掲げる事項を除き、貸付けの契約に關し貸金業を営む者（貸金業者を除く。）が受け取る書面の内容を含む。）

三 保証人に対し取立てをするときは、次に掲げる事項

イ 保証業者及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約を締結した貸金業を営む者（貸金業者を除く。）の商号、名称又は氏名及び住所

ロ 法第十七条第二項第二号、第三号及び第五号に掲げる事項  
ハ 第十四条第一項第一号及び第四号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項

ニ 第十四条第二項各号に掲げる事項（同項第三号及び第五号に掲げる事項を除き、貸付けの契約に關し貸金業を営む者（貸金業者を除く。）が受け取る書面の内容を含む。）

ホ 保証契約の契約年月日

（受託弁済者に対する通知）

第二十六条の二三の九 法第二十四条の六において準用する法第二十四条の三第一項の規定による通知は、書面により行わなければならない。

（受託弁済に係る求償権等取得後の委任状の記載事項）

第二十六条の二三の十 法第二十四条の六において準用する法第二十四条の三第二項において準用する法第二十条に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 受託弁済者及び当該受託弁済者に弁済を委託した貸金業を営む者（貸金業者を除く。）の商号、名称又は氏名及び住所

二 受託弁済に係る求償権等の取得年月日及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の契約年月日

三 受託弁済に係る求償権等の額

（新設）

（新設）



四 次に掲げる事項

- イ 受託弁済に係る求償権等に基づく債務の弁済の方式
- ロ 受託弁済に係る求償権等に基づく債務の弁済期間及び弁済回数
- ハ 受託弁済に係る求償権等に基づく債務に関し賠償額の予定に関する定めがあるときは、その内容
- ニ 受託弁済に係る求償権等に基づく債務に関し期限の利益の喪失の定めがあるときは、その旨及びその内容
- ヘ 保証人から取得する委任状であるときは、法第十七条第二項第二号、第三号及び第五号に掲げる事項、保証契約の契約年月日並びに保証債務の極度額その他の保証人が負担する債務の範囲

(受託弁済に係る求償権等取得後の取立てに当たり明らかにすべき事項)

第二十六条の二十三の十一 法第二十四条の六において準用する法第二十四条の三第二項において準用する法第二十一条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 取立てを行う者の弁済受領権限の基礎となる事実
- 二 取り立てる債権に係る次に掲げる事項
  - イ 当該受託弁済者に弁済を委託した貸金業を営む者(貸金業者を除く。)(の商号、名称又は氏名及び住所)
  - ロ 受託弁済に係る求償権等の取得年月日及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の契約年月日
  - ハ 受託弁済に係る求償権等の額及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額
- ニ 法第十七条第一項第四号から第七号までに掲げる事項
- ホ 第十三条第一項第一号及び第四号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項(同項第一号イ、ハ、ホ及びワに掲げる事項を除き、貸付けの契約に関し貸金業を営む者(貸金業者を除く。)(が受け取る書面の内容を含む。))

三 保証人に対し取立てをするときは、次に掲げる事項

- イ 受託弁済者及び当該受託弁済者に弁済を委託した貸金業

(新設)

を営む者（貸金業者を除く。）の商号、名称又は氏名及び住所

ロ 法第十七条第二項第二号、第三号及び第五号に掲げる事項  
第十四条第一項第一号及び第四号に掲げる貸付けに係る  
契約の区分に応じ、当該各号に定める事項

二 第十四条第二項各号に掲げる事項（同項第三号及び第五号  
に掲げる事項を除き、貸付けの契約に関し貸金業者を営む者  
（貸金業者を除く。）が受け取る書面の内容を含む。）

ホ 保証契約の契約年月日

（保証等に係る求償権等を譲り受ける者に対する通知）

第二十六条の二十三の十一 法第二十四条の六において準用する  
法第二十四条の四第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次  
に掲げる事項とする。

一 当該保証等に係る求償権等が貸金業者を営む者（貸金業者を除  
く。）の貸付けに係る契約により発生したこと。

二 保証業者及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係  
る契約を締結した貸金業者を営む者（貸金業者を除く。）の商号、  
名称又は氏名及び住所

三 保証等に係る求償権等の取得年月日及び当該保証等に係る  
求償権等に係る貸付けに係る契約の契約年月日

四 保証等に係る求償権等の額及び当該保証等に係る求償権等  
に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額

五 法第十七条第一項第四号から第七号までに掲げる事項

六 第十三条第一項第一号及び第四号に掲げる貸付けに係る契  
約の区分に応じ、当該各号に定める事項（同項第一号イ、ハ、  
ホ、ト及びワに掲げる事項を除き、貸付けの契約に関し貸金業  
者を営む者（貸金業者を除く。）が受け取る書面の内容を含む。）

七 当該債権について保証契約を締結したときは、次に掲げる事

項  
イ 保証業者及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに  
係る契約を締結した貸金業者を営む者（貸金業者を除く。）の

商号、名称又は氏名及び住所

ロ 法第十七条第二項第二号、第三号及び第五号に掲げる事項

（新設）

八 第十四条第一項第一号及び第四号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項

二 第十四条第二項各号に掲げる事項（同項第三号及び第五号に掲げる事項を除き、貸付けの契約に関し貸金業を営む者（貸金業者を除く。）が受け取る書面の内容を含む。）

ホ 保証契約の契約年月日  
ハ 譲渡年月日及び当該債権の額

2 前項の規定は、抵当証券法第一条第一項に規定する抵当証券に記載された債権の譲渡については適用しない。

3 法第二十四条の六において準用する法第二十四条の四第一項の規定による通知は、書面により行わなければならない。

（保証等に係る求償権等譲渡後の委任状の記載事項）

第二十六条の二十三の十三 法第二十四条の六において準用する法第二十四条の四第二項において準用する法第二十条に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 保証等に係る求償等を譲り受けた者、当該保証等に係る求償権等取得した保証業者及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約を締結した貸金業を営む者（貸金業者を除く。）の商号、名称又は氏名及び住所

二 保証等に係る求償権等の譲受年月日、当該保証等に係る求償権等の取得年月日及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の契約年月日

三 保証等に係る求償権等の額

四 次に掲げる事項

イ 保証等に係る求償権等に基づく債務の弁済の方式

ロ 保証等に係る求償権等に基づく債務の弁済期間及び弁済回数

ハ 保証等に係る求償権等に基づく債務に関し賠償額の予定に關する定めがあるときは、その内容

五 保証等に係る求償権等に基づく債務に關し期限の利益の喪失の定めがあるときは、その旨及びその内容

六 保証人から取得する委任状であるときは、法第十七条第二項第二号、第三号及び第五号に掲げる事項、保証契約の契約年月

（新設）

日並びに保証債務の極度額その他の保証人が負担する債務の範囲

(保証等に係る求償権等譲渡後の取立てに当たり明らかにすべき事項)

(新設)

第二十六条の二十三の十四 法第二十四条の六において準用する法

第二十四条の四第二項において準用する法第二十一条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 取立てを行う者の弁済受領権限の基礎となる事実

二 取り立てる債権に係る次に掲げる事項

イ 当該保証等に係る求償権等を取得した保証業者及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約を締結した貸金業者を営む者(貸金業者を除く。)(の商号、名称又は氏名及び住所

ロ 保証等に係る求償権等の譲受年月日、当該保証等に係る求償権等の取得年月日及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の契約年月日

ハ 保証等に係る求償権等の額及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額

ニ 法第十七条第一項第四号から第七号までに掲げる事項

ホ 第十三条第一項第一号及び第四号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項(同項第一号イ、ハ、ホ、ト及びワに掲げる事項を除き、貸付けの契約に関し貸金業者を営む者(貸金業者を除く。)(が受け取る書面の内容を含む。))

三 保証人に対し取立てをするときは、次に掲げる事項

イ 保証等に係る求償権等を譲り受けた者、当該保証等に係る求償権等を取得した保証業者及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約を締結した貸金業者を営む者(貸金業者を除く。)(の商号、名称又は氏名及び住所

ロ 法第十七条第二項第二号、第三号及び第五号に掲げる事項

ハ 第十四条第一項第一号及び第四号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項

ニ 第十四条第二項各号に掲げる事項(同項第三号及び第五号

に掲げる事項を除き、貸付けの契約に関し貸金業を営む者  
(貸金業者を除く。)が受け取る書面の内容を含む。) )  
ホ 保証契約の契約年月日

(新設)

(保証等に係る求償権等の再譲渡を受ける者に対する通知)

第二十六条の二十三の十五 法第二十四条の六において準用する法  
第二十四条の四第二項において準用する同条第一項に規定する  
内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該保証等に係る求償権等が貸金業を営む者(貸金業者を除  
く。)の貸付けに係る契約に係る保証により発生したこと。

二 保証等に係る求償等を譲り受けた者、当該保証等に係る求償  
権等を取得した保証業者及び当該保証等に係る求償権等に係  
る貸付けに係る契約を締結した貸金業を営む者(貸金業者を除  
く。)の商号、名称又は氏名及び住所

三 保証等に係る求償権等の譲受年月日、当該保証等に係る求償  
権等の取得年月日及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付  
けに係る契約の契約年月日

四 保証等に係る求償権等の額及び当該保証等に係る求償権等  
に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額

五 法第十七条第一項第四号から第七号までに掲げる事項  
六 第十三条第一項第一号及び第四号に掲げる貸付けに係る契  
約の区分に応じ、当該各号に定める事項(同項第一号イ、ハ、

ホ、ト及びワに掲げる事項を除き、貸付けの契約に関し貸金業  
を営む者(貸金業者を除く。)が受け取る書面の内容を含む。)  
七 当該債権について保証契約を締結したときは、次に掲げる事  
項

イ 保証等に係る求償権等を譲り受けた者、当該保証等に係る  
求償権等を取得した保証業者及び当該保証等に係る求償権  
等に係る貸付けに係る契約を締結した貸金業を営む者(貸金  
業者を除く。)の商号、名称又は氏名及び住所

ロ 法第十七条第二項第二号、第三号及び第五号に掲げる事項  
ハ 第十四条第一項第一号及び第四号に掲げる貸付けに係る  
契約の区分に応じ、当該各号に定める事項

二 第十四条第二項各号に掲げる事項(同項第三号及び第五号

に掲げる事項を除き、貸付けの契約に関し貸金業を営む者（貸金業者を除く。）が受け取る書面の内容を含む。）

ホ 保証契約の契約年月日

ハ 再譲渡年月日及び当該債権の額

2 前項の規定は、抵当証券法第一条第一項に規定する抵当証券に記載された債権の再譲渡については適用しない。

3 法第二十四条の六において準用する法第二十四条の四第二項において準用する同条第一項の規定による通知は、書面により行わなければならない。

（新設）

（受託弁済に係る求償権等を譲り受ける者に対する通知）

第二十六条の二十三の十六 法第二十四条の六において準用する法第二十四条の五第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該受託弁済に係る求償権等が貸金業を営む者（貸金業者を除く。）の貸付けの契約に基づく債務の弁済により発生したと。

二 受託弁済者及び当該受託弁済者に弁済を委託した貸金業を営む者（貸金業者を除く。）の商号、名称又は氏名及び住所

三 受託弁済に係る求償権等の取得年月日及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の契約年月日

四 受託弁済に係る求償権等の額及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額

五 法第十七条第一項第四号から第七号までに掲げる事項

六 第十三条第一項第一号及び第四号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項（同項第一号イ、ハ、ホ、ト及びワに掲げる事項を除き、貸付けの契約に関し貸金業を営む者（貸金業者を除く。）が受け取る書面の内容を含む。）

七 当該債権について保証契約を締結したときは、次に掲げる事項

イ 受託弁済者及び当該受託弁済者に弁済を委託した貸金業を営む者（貸金業者を除く。）の商号、名称又は氏名及び住所

ロ 法第十七条第二項第二号、第三号及び第五号に掲げる事項

八 第十四条第一項第一号及び第四号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項

二 第十四条第二項各号に掲げる事項（同項第三号及び第五号に掲げる事項を除き、貸付けの契約に関し貸金業を営む者（貸金業者を除く。）が受け取る書面の内容を含む。）

ホ 保証契約の契約年月日  
ハ 譲渡年月日及び当該債権の額

2 前項の規定は、抵当証券法第一条第一項に規定する抵当証券に記載された債権の譲渡については適用しない。

3 法第二十四条の六において準用する法第二十四条の五第一項の規定による通知は、書面により行わなければならない。

（新設）

（受託弁済に係る求償権等譲渡後の委任状の記載事項）

第二十六条の二十三の十七 法第二十四条の六において準用する法第二十四条の五第二項において準用する法第二十条に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者、受託弁済者及び当該受託弁済者に弁済を委託した貸金業を営む者（貸金業者を除く。）の商号、名称又は氏名及び住所

二 受託弁済に係る求償権等の譲受年月日、受託弁済に係る求償権等の取得年月日及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約年月日

三 受託弁済に係る求償権の額  
四 次に掲げる事項

イ 受託弁済に係る求償権等に基づく債務の弁済の方式  
ロ 受託弁済に係る求償権等に基づく債務の弁済期間及び弁済回数

ハ 受託弁済に係る求償権等に基づく債務に関し賠償額の予定に関する定めがあるときは、その内容

五 受託弁済に係る求償権等に基づく債務に関し期限の利益の喪失の定めがあるときは、その旨及びその内容

六 保証人から取得する委任状であるときは、法第十七条第二項第二号、第三号及び第五号に掲げる事項、保証契約の契約年月日並びに保証債務の極度額その他の保証人が負担する債務の

範囲

(受託弁済に係る求償権等譲渡後の取立てに当たり明らかにすべき事項)

第二十六条の二十三の十八 法第二十四条の六において準用する法

第二十四条の五第二項において準用する法第二十一条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 取立てを行う者の弁済受領権限の基礎となる事実

二 取り立てる債権に係る次に掲げる事項

イ 受託弁済者及び当該受託弁済者に弁済を委託した貸金業を営む者(貸金業者を除く。)(の商号、名称又は氏名及び住所

ロ 受託弁済に係る求償権等の譲受年月日、受託弁済に係る求償権等の取得年月日及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約年月日

ハ 受託弁済に係る求償権の額及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額

ニ 法第十七条第一項第四号から第七号までに掲げる事項

ホ 第十三条第一項第一号及び第四号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項(同項第一号イ、

ハ、ホ、ト及びビワに掲げる事項を除き、貸付けの契約に関し貸金業を営む者(貸金業者を除く。)(が受け取る書面の内容を含む。)

三 保証人に対し取立てをするときは、次に掲げる事項

イ 受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者、受託弁済者及び当該受託弁済者に弁済を委託した貸金業を営む者(貸金業者を除く。)(の商号、名称又は氏名及び住所

ロ 法第十七条第二項第二号、第三号及び第五号に掲げる事項

ハ 第十四条第一項第一号及び第四号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項

ニ 第十四条第二項各号に掲げる事項(同項第三号及び第五号に掲げる事項を除き、貸付けの契約に関し貸金業を営む者(貸金業者を除く。)(が受け取る書面の内容を含む。)

ホ 保証契約の契約年月日

(新設)



(新設)

(受託弁済に係る求償権等の再譲渡を受ける者に対する通知)

第二十六条の二十三の十九 法第二十四条の六において準用する法

第二十四条の五第二項において準用する同条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該受託弁済に係る求償権等が貸金業を営む者(貸金業者を除く。)の貸付けの契約に基づく債務の弁済により発生したと。

二 受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者、受託弁済者及び当該受託弁済者に弁済を委託した貸金業を営む者(貸金業者を除く。)の商号、名称又は氏名及び住所

三 受託弁済に係る求償権等の譲受年月日、受託弁済に係る求償権等の取得年月日及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約年月日

四 受託弁済に係る求償権の額及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額

五 法第十七条第一項第四号から第七号までに掲げる事項

六 第十三条第一項第一号及び第四号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項(同項第一号イ、ハ、ホ、ト及びワに掲げる事項を除き、貸付けの契約に関し貸金業を営む者(貸金業者を除く。)が受け取る書面の内容を含む。)

七 当該債権について保証契約を締結したときは、次に掲げる事

イ 受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者、受託弁済者及び当該受託弁済者に弁済を委託した貸金業を営む者(貸金業者を除く。)の商号、名称又は氏名及び住所

ロ 法第十七条第二項第二号、第三号及び第五号に掲げる事項

ハ 第十四条第一項第一号及び第四号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項

ニ 第十四条第二項各号に掲げる事項(同項第三号及び第五号に掲げる事項を除き、貸付けの契約に関し貸金業を営む者(貸金業者を除く。)が受け取る書面の内容を含む。)

ホ 保証契約の契約年月日

ハ 再譲渡年月日及び当該債権の額

2 前項の規定は、抵当証券法第一条第一項に規定する抵当証券に

記載された債権の再譲渡については適用しない。

3 法第二十四条の六において準用する法第二十四条の五第二項において準用する同条第一項の規定による通知は、書面により行わなければならない。

(貸金業務取扱主任者の選任)

第二十六条の二十五 貸金業者は、貸金業務取扱主任者を選任するときは、他の営業所等の貸金業務取扱主任者を選任することができない。ただし、自動契約受付機若しくは現金自動設備のみにより貸付けに関する業務を行う営業所等又は代理店に係る貸金業務取扱主任者の選任にあつては、当該貸金業者の他の営業所等の貸金業務取扱主任者を選任することができる。

(貸金業務取扱主任者研修の受講)

第二十六条の二十六 貸金業務取扱主任者研修は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

一 法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律、利息制限法(昭和二十九年法律第百号)、金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律(平成十四年法律第三十二号)

(その他の貸金業に関する法令の規定に関する事項)

二 貸金業の業務に従事する使用人その他の従業者に対し、前号に規定する法令の規定を遵守させ、その業務を適正に実施するための管理体制の整備に関する事項

2 都道府県知事(法第二十四条の七第十項の規定により、都道府県知事が金融庁長官が指定する団体に貸金業務取扱主任者研修の実施に関する事務を行わせる場合にあつては、当該団体)は、貸金業務取扱主任者研修を受講した者に対し、その旨を証する書面を交付するものとする。

3 前項の書面には、当該書面ごとに番号を付すとともに、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一 貸金業務取扱主任者研修を受講した者の氏名及び生年月日

二 貸金業務取扱主任者研修を受講した年月日

三 貸金業務取扱主任者研修を実施した者の名称

(新設)

(新設)

4 法第二十四条の七第六項に規定する内閣府令で定める期間は、三年間とする。

5 貸金業者は、法第二十四条の七第八項の規定により届出をしようとするときは、第二項の書面の交付を受けた日から二週間以内に、別紙様式第七号の二により作成した研修受講届出書に、第二項の書面の写し一通を添付して、その登録を受けた財務局長、福岡財務支局長又は都道府県知事に提出しなければならない。

(指定の申請)

第二十六条の二十七 法第二十四条の七第十項の指定を受けようとする者は、別紙様式第七号の三により作成した指定申請書に、その者が行おうとする貸金業務取扱主任者研修の実施に関する事務の概要を記載した書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

(指定の基準)

第二十六条の二十八 法第二十四条の七第十項の指定は、次の各号のいずれにも適合していると認められる者について行う。

- 一 民法第三十四条の規定により設立された法人その他の営利を目的としない団体であること
- 二 第二十六条の三十の規定により指定を取り消されたことのある団体である場合にあつては、その取消の日から五年を経過していること
- 三 貸金業務取扱主任者研修の実施に関する事務を適正かつ確実に実施するために必要な知識及び能力を有する者であること
- 四 行おうとする貸金業務取扱主任者研修の実施に関する事務の内容が適切であるものと認められること

(変更の届出)

第二十六条の二十九 法第二十四条の七第十項の指定を受けた者は、第二十六条の二十七の規定により提出した指定申請書及び貸金業務取扱主任者研修の実施に関する事務の概要を記載した書類に記載した事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を金融庁長官

(新設)

(新設)

(新設)

に届け出なければならない。

(指定の取消し)

第二十六条の三十 金融庁長官は、法第二十四条の七第十項の指定を受けた者が第二十六条の二十八各号(第二号を除く。)のいずれかに適合しなくなった場合及び前条の規定による届出をしなかつた場合には、その指定を取り消すことができる。

(新設)

(貸金業務取扱主任者研修の実施結果の報告)

第二十六条の三十一 都道府県知事(法第二十四条の七第十項の規定により、都道府県知事が金融庁長官が指定する団体に貸金業務取扱主任者研修の実施に関する事務を行わせる場合にあつては、当該団体(以下この条において「団体」という。)( )は、貸金業務取扱主任者研修を実施したときは、遅滞なく次の各号に掲げる事項を記載した報告書を、金融庁長官(団体にあつては、金融庁長官及びその者に貸金業務取扱主任者研修の実施に関する事務を行わせた都道府県知事)に提出しなければならない。

(新設)

一 実施年月日

二 実施場所

三 受講者数

四 第二十六条の二十六第二項の規定により交付する書面の交付年月日

五 前各号に掲げるもののほか、団体にあつては、貸金業務取扱主任者研修の実施に関する事務を行わせた都道府県知事が定める事項

2 前項の報告書には、受講者の氏名、生年月日及び第二十六条の二十六第二項の規定により交付する書面の番号を記載した受講者一覧表を添付しなければならない。

3 前項の受講者一覧表に記載される事項が電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスク等の添付をもつて前項の受講者一覧表の添付に代えることができる。

附 則 (案)

(施行期日)

第一条 この府令は、貸金業の規制等に関する法律及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律(平成十五年法律第三十六号。以下「改正法」という。)(の施行の日(平成十六年一月一日。以下「施行日」という。))から施行する。ただし、附則第四条から第六条までの規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 改正法附則第四条第一項の規定による届出をしようとするときは、この府令による改正後の貸金業の規制等に関する法律施行規則(以下「新貸金業規制法施行規則」という。)(第一条第一項の別紙様式第一号の第四面及び第五面により作成した改正法第一条の規定による改正後の貸金業の規制等に関する法律(以下「新貸金業規制法」という。)(第四条第一項第六号及び第七号に掲げる事項を記載した書面に、貸金業務取扱主任者(新貸金業規制法第二十四条の七第一項に規定する者をいう。以下同じ。))が新貸金業規制法第六条第一項各号に該当しないことを誓約する書面並びに貸金業務取扱主任者に係る新貸金業規制法施行規則第四条第三項第一号、第二号、第六号及び第十号に掲げる書類を添付しなければならない。

第三条 改正法附則第五条において読み替えて適用する新貸金業規制法第二十四条の七第五項に規定する内閣府令で定めるものは、新貸金業規制法施行規則第二十六条の二十六第一項第一号に掲げる事項に関する研修とする。

2 改正法附則第五条において読み替えて適用する新貸金業規制法第二十四条の七第五項に規定する内閣府令で定める者は、全国貸金業協会連合会及び社団法人日本クレジット産業協会が行った新貸金業規制法施行規則第二十六条の二十六第一項第一号に掲げる事項に関する研修を受講した者とする。

3 改正法附則第五条において読み替えて適用する新貸金業規制法第二十四条の七第五項に規定する内閣府令で定める日は、施行日から起算して十八月を経過する日とする。

第四条 施行日前にされる有効期間の満了の日の翌日が施行日以後である改正法第一条の規定による改正前の貸金業の規制等に関する法律（以下「旧貸金業規制法」という。）第三条第一項の登録に係る同条第二項の登録の更新の申請については、新貸金業規制法第四条の規定の例により、申請をしなければならない。

2 前項に規定する登録の更新の申請をした者が新貸金業規制法第四条の規定の例により申請をしていない場合には、当該登録の更新の申請に係る登録の有効期間の満了の日の一月前までに、提出されていない書類を当該登録の更新の申請をした財務局長、福岡財務支局長又は都道府県知事に提出しなければならない。

第五条 施行日前にされる有効期間の満了の日の翌日が施行日以後である旧貸金業規制法第三条第一項の登録に係る同条第二項の登録の更新の申請であつて、当該登録の更新の申請に係る登録の有効期間の満了の日の翌日が施行日後一月に当たる日以前である場合には、貸金業の規制等に関する法律施行規則第五条の規定にかかわらず、当該登録の更新の申請は有効期間の満了の日の一月前までの間にしなければならない。

第六条 新貸金業規制法第二十四条の七第十項の指定を受けようとする者は、施行日前においても、新貸金業規制法施行規則第二十六条の二十七の規定の例により、同条の申請をすることができる。

2 金融庁長官は、前項の申請があつた場合には、施行日前においても、新貸金業規制法第二十四条の七第十項の指定をすることができる。

3 第一項の規定による申請の変更の届出及び前項の規定による指定の取消しについては、新貸金業規制法施行規則第二十六条の二十九及び第二十六条の三十の規定の例による。